

平成30年度第8回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年11月27日(火) 午前9時30分から

2 開催場所 町民センター2Aクラブ室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	宮嶋	智也
副主幹	石原	慎也
主任主事	窪田	武将

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

3番	中村	隆一	4番	原	淳利
----	----	----	----	---	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

9 議 事

議案第13号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第14号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

会議の状況

【議長】

それでは第8回の総会を開催したいと思います。出席委員は、全員です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

今月は、でてこいまつり、農林水産まつり、農業委員会大会がありました。ご協力いただきありがとうございます。農業委員会大会で決まったことについては21日に要望がされました。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第8回総会の議事録署名委員につきましては、3番中村委員、4番原淳利委員をお願いいたします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、エクレール二宮の北側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、駐車場としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、東京大学果樹園跡地の南側に位置する市街化区域の土地となっております。土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

【事務局】

議案第13号につきましては、会長の農地に係る案件が含まれることから、NO1とNO2を分けて諮らせていただきます。それでは、NO1につきましては会長の農地に係る案件であることから農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により審議前に会長の退席をお願いします。

それでは、二宮町農業委員会規定第3条に基づきまして、会長職務代理者である小林副会長に議長をお願いしたいと思いますので、副会長、議長席へお願いします。

【議長】

よろしく申し上げます。それでは、事務局、議案の朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第13号NO1朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。NO1について倉持委員、お願いします。

【委員】

11月14日に山西地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、川勾の前畑に位置する農地1、498㎡及び川勾の宮ノ前に位置する農地225㎡の2筆となっております。対象地は、農地中間管理機構である神奈川県農業公社が利用権設定を受け、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO1について、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第13号関係資料をご覧ください。

NO1についてです。借主は、神奈川県農業公社で、担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的として、県知事が「農地中間管理事業の推進に関する法律」第4条の規定に基づき指定した団体となっております。1～4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書、5ページ、6ページに位置図、7ページ、8ページに公図の写しを添付させていただいております。農用地利用集積計画は、町が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に従って実施される「利用権設定等促進事業」に関する事項に基づいています。借主は新規就農者の方に貸し付け予定となっております。その方が耕作する農地についても農地パトロールで確認しており、適切に管理されておりました。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

ありませんようですので、これよりお諮りします。議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のNO1につきまして、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、NO1の審議が終了したため、職務代理者をとかせていただきまして、副会長は自席の方へお願いします。

それではご報告させていただきます。ただいまの議案第13号NO1については、原案のとおり決定することとされましたので報告いたします。それでは引き続き進行を会長にお願いします。

【議長】

それでは事務局、議案の朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第13号NO2朗読 —

【議長】

それでは、NO2の現地確認報告について小林委員、お願いします。

【委員】

10月17日に中里地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。対象地の場所は、中里の峯山に位置する農地1筆で面積は2,421㎡となっております。対象地は、農地中間管理機構である神奈川県農業公社が利用権設定を受け、効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われまます。以上でございます。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、NO2について事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは補足説明させていただきます。議案第13号関係資料をご覧ください。

NO2についてです。借主は、神奈川県農業公社となっております。9～12ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書、13ページに位置図、14ページに公図の写しを添付させていただいております。借主は農業法人に貸し付け予定となっております。その農業法人が所有する農地についても農地パトロールで確認しており、適切に管理されておりました。NO1同様ですが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

農業に対する意欲があるかないかという判断基準があるが、農業公社に意欲があるかないかで判断するのですか。農業公社が実際にその畑を耕すのですか。

【事務局】

全国的には違うところもありますが、神奈川県の場合は中間管理機構から借りる方が決まってから手続きを行うこととなっておりますので、実際に中間管理機構が耕作をすることはございません。これが通りますと、次に中間管理機構から借り手への手続きに進むこととなります。農作業従事の要件があるなかで中間管理機構への貸し出しを諮るにあたっては、その先の借り手を含めて総合的に判断していただければと思います。

【委員】

農地法第3条で貸借があるなかで、基盤法を利用して貸借をしているということは、基盤法の方にメリットがあるのだと思いますが、農地法第3条でやらない理由はなぜですか。

【事務局】

農地法第3条で貸借をした場合、解約の手続きが難しく、農地の貸し手は農地が戻ってくるか不安が残るなかで貸し出しづらく、流動化がされない現状がありました。基盤法では、期限を決めて貸し借りをすることで、期限が来れば農地が戻ってくるということで貸し出しやすくなっていることもあり、基盤法を利用することで流動化が図られています。

【委員】

農地法第3条の貸借はほとんどないということですか。

【事務局】

ほとんどないのが現状です。近年、二宮町での農地法での貸し借りはありません。ただし、農業振興地域でない農地の貸借は農地法第3条でしかできないため、市街化の農地などの場合、農地法第3条を利用することとなります。

【委員】

農地を適正に管理しているという要件があるなかで法律では農地として利用することが著しく困難であるものを対象に含まないとあるが、適正に管理されていないと成り立たないということですか。

【事務局】

適正に管理されているという要件は、借りる側の人が耕作する農地が適正に管理されているかということになります。当該農地が荒れている場合については、荒れていても法律的に借りることはできます。中間管理機構が借りる場合、その後の貸し手が見つかったうえで借りることとなりますので、その借り手が荒れている状態でも借りるという意思があるうえで、中間管理機構が借り受けることとなります。

【議長】

これよりお諮りします。議案第13号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画のナンバー2について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第14号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、議題といたします。事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第14号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。井上委員、お願いします。

【委員】

9月及び10月の農地パトロールにおいて、農業委員及び事務局で、対象農地を確認いたしました。対象地は一色の西峯の2筆、林ノ脇の2筆及び御堂ノ上の4筆の計8筆となっております。対象地では、みかんが栽培されており、農地として適正に利用されていました。以上です。

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案第14号関係資料をご覧ください。場所は、県道より西側、中井町との境のところとなっております。西峯の2筆、林ノ脇の2筆、御堂ノ上の4筆の計8筆となっております。納税猶予の特例を受けた方は、特例を受けてから営農期間が3年を迎えるごとに「納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出することになっています。その時に農業委員会が証明する「農業経営を行っている旨の証明書」を添付することとなっております。申請者は平成21年に8筆の農地、面積合計7,355㎡について納税猶予の特例の適用を受けております。対象地は、現地確認報告にもありましたように、みかんが栽培され、適正に管理されていきましたので、証明することについて特段問題ないと思われまます。委員皆様のご審議をお願いします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

ないようですので、これよりお諮りします。議案第14号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり証明する」ことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会